

次に、議席6番、渡邊昇君。

〔6番 渡邊 昇君登壇〕

○6番（渡邊 昇君） 皆さん、こんにちは。連日の暑さも一休みのきょう、傍聴のお二人の方、大変ご苦労さまでございます。議席6番の渡邊昇でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

改選後、最初の一般質問でございます。このたび教育民生委員長という大役を仰せつかりましたので、まず民生関係の福祉と健康の2項について、通告に基づき質問させていただきます。

まず、1項目として、子宮頸がんワクチン接種について。1点目として、厚生労働省が勧奨中止になったが、境町の取り扱いについて。2点目として、中学生対象の定期接種の対応について、以上2点についてお尋ねいたしますので、よろしくお願いします。

次に、2項目として、認知症のその後の町の取り組みについて、このことについては今年の12月に質問しております。認知症高齢者の急増により、介護保険料、介護保険事業の増額につながっていると思われまふ。認知症ご本人はもとより、ご家族の皆さん、介護する人が、地域で安心して生活できるよう支援していくことが安全、安心のまちづくりに非常に重要な課題であると私は思っております。

そこで、お聞きをいたしますが、1点目として、認知症サポーター養成講座の開催について。2点目として、認知症の人にも優しいお店登録事業について、以上2点についてお尋ねいたしますので、誠意あるご回答をお願いします。

以上です。

○議長（関 稔君） ただいまの1項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 塚原栄一君登壇〕

○民生部長（塚原栄一君） 渡邊議員さんの子宮頸がんワクチン接種についてのご質問、厚生労働省が勧奨中止になったが、境町の取り扱いにつきましてお答えいたします。

子宮頸がんは、女性特有のがんの中では乳がんに次いで第2位を占めており、特に20代から30代の女性においては、発症する全てのがんの中で第1位となっております。最近の研究で、この子宮頸がんのほぼ100%がヒトパピローマウイルス、通常HPVと呼ばれておりますが、このHPVによる感染が原因であることがわかっております。

そこで、町では子宮頸がんを予防することのできるワクチンの接種を平成22年8月から無料で実施してまいりましたが、平成25年4月からこのワクチンの接種が予防接種法に基づく定期接種となりました。このワクチンの接種と定期的な子宮頸がん検診の受診により、子宮頸がんはほぼ100%に近い確率で予防できると言われるまでになったところでございます。先ほど申し上げましたように、このワクチンを接種することで子宮頸がんの感染を防ぐことができるとされておりますが、平成25年6月14日に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会が開催され、子宮頸がん予防ワクチン

の副反応報告について審議が行われ、その結果ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が子宮頸がん予防ワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかとなるまでの間、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を積極的に勧奨しないよう厚生労働省から勧告がありました。この勧告を受け、町では猿島郡医師会から助言をいただき、6月に集団接種を予定していた一中、二中の1年生女子生徒約120名の接種対象者とその保護者に対し、各学校を通じて厚生労働省発行のチラシを配付することによって、ワクチン接種の有効性と副反応が起こるリスクを十分理解した上で、接種を希望する人は医療機関において個別に従来どおり無料にて受けるよう積極的な勧奨を差し控えることといたしました。また、今回の措置と並行して集団接種以外の個別接種者に対しましても、郵送によって同様な措置を講じたところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、中学生対象の定期接種の対応についてのご質問でございますが、予防接種には予防接種法によって定められている定期予防接種と、予防接種法で定められていない接種や定期接種を定められた期間を過ぎて個人の意思で受ける任意の予防接種に分けることができます。予防接種法に基づく定期接種につきましては、接種の努力義務が課せられているもので、発病すると重症化したり、後遺症を残す病気の予防及び集団予防に重点を置くものをいい、結核や日本脳炎、ポリオ、ジフテリア、小児用の肺炎球菌、それと今回ご質問の子宮頸がんなどがございます。また、後遺症など健康被害が出た場合には、予防接種法による救済制度があります。さらに、予防接種の受け方には2つございまして、自治体ごとに定められた日時、場所に集まって受ける集団接種と、かかりつけの医療機関などで個人で受ける個別接種でございます。

議員ご指摘の中学生対象の定期接種でございますが、集団接種として県内でいち早く平成22年8月から無料で実施しておりましたが、ことし4月からこのワクチンの接種が予防接種法に基づく定期接種となりましたことから、小学6年生から高校1年生相当の女子、標準的な接種期間といたしましては中学1年生が対象となり、今回も一中、二中の1年生女子生徒を対象に集団にて実施する予定でありましたところ、今回のように積極的な接種の呼びかけを控えたことによりまして、集団から個別に変更となったところでございます。今後町といたしましては、集団接種を維持するか、あるいは個別接種とするかにつきましては、厚生労働省が今後半年ほどをかけて健康被害の原因を分析した上で、勧奨を再開するかどうか判断する方針とされておりますので、そういった国の動向を見きわめるとともに、医師会などの指導を仰ぎながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○6番（渡邊 昇君） この問題について、生徒と保護者に改まった説明は必要ないのか、それと文

科省から学校に被害実態を調査するような話はなかったのか、まず2点についてお聞きします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） それでは、お答え申し上げます。

平成22年に始まりました子宮頸がんの予防接種につきましては、当初定期接種ではございませんでしたために、任意接種として町が助成をして行った経緯がございまして、いわゆる法律に基づいた接種ではございませんでしたので、当時につきましては中央公民館に集まっていたいで、任意接種でございましたので、細かい説明を行った経緯がございました。今回の措置でございましてけれども、6月14日付で、厚生労働省から今回の措置については勧奨を積極的に差し控えるというふうな勧告がございましたために、一中と二中の集団接種の日が6月の24日と27日に迫っておりまして関係から、時間的な余裕がございませんでしたので、とりあえず学校に、その前に医師会等の指導を仰ぎながら、適切な措置についてご助言を仰いだ結果、集団から個別に移行したということの決定を受けまして、次の週の月曜日と火曜日、17日と18日に各学校に赴きまして、今回の措置についての説明をして、それで厚生労働省発行の勧奨中止によるお願いの文書を各接種予定者、あるいは保護者に対しまして配付をしていただいて、今回は個別で各医療機関において無料でお受けいただきたいということで措置をしました。したがって、今回の措置につきましては緊急的なものでございましたし、集団接種の日程が決められたものでございましたので、改めて説明会を開くいとまがございましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございまして。

〔「もう一つ、文部省からの」と言う者あり〕

○民生部長（塚原栄一君） 今回の子宮頸がんとの関連が疑われる、これ副作用ではなくて厚生労働省では副反応という言葉を使っております、平成21年からことしの3月までに357件の報告があったそうでございます。それにつきましては、厚生労働省としての通知ではなくて、これは各マスコミを通して発表された数字でございましてけれども、例えば100万回接種当たりについて、これサーバリックスというふうなワクチンの名前なのですけれども、それについては100万回接種当たり245件、そのうち43件の方が重篤になったというふうな報告がございまして、これは厚生労働省からの通知ではなくて茨城新聞に掲載されたものでございまして、それにつきましては私たちとしても把握はいたしましたけれども、改めて厚生労働省からはそういった通知がございませんでしたので、各中学校に対しましてはその発生率だとか、そういったことについては口頭ではご説明申し上げましたけれども、新聞発表でございましたので、改めて文書としては配付はしてございません。

以上でございまして。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○6番（渡邊 昇君） これは、半年間に3回接種するワクチンでございますが、第1回目は終わったと、第2回目もやっただろうという形で、やった人もいるし、まだやらない人もいるという状態、第3回目もあるわけです。その辺について、このままの状態でもいいのか悪いのか。

あともう一つは、教育委員会のほうに聞きたいのですが、文科省のほうから県を通じてこのことについて実態把握なんかするような話はなかったのか、2点についてお聞きします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） それでは、お答え申し上げます。

議員さんご指摘のように子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、半年間、6カ月の間に3回行って初めて効果があらわれるというふうなことが一般的に言われておりまして、1回、2回の接種では十分な抗体ができないために、3回の接種が必要というふうに言われております。ただ、ワクチンの種類によりましては接種時期が異なるために、必ず1回目に接種した、先ほど言いましたサーバリック、境町はガーダシルというワクチンなのですけれども、そういった同種のワクチンを打たないと、やはりこれも効果がないということと言われておりまして、ご質問の例えば今回一中、二中で、集団接種で1回目は既に4月に終わっております。半年間の間、9月までの間に3回を行うということで、今回は第2回目、2カ月後の6月に行う予定で、これは集団ですので、ほぼ100%に近い接種率になっておりますけれども、今回の措置によりまして個別接種で、しかも今回の措置といたしますか、今回の措置についての副反応があらわれたということもあわせて周知をいたしましたので、実際には今月末にならないと6月に接種した方の人数は把握できませんけれども、恐らく集団接種と比べまして、個別接種ですと接種率が大幅に下がるのではないかなというふうに考えております。

その後の対応でございますけれども、今までも集団接種で行って98%、99%近い接種率が上がっておりますけれども、中には何らかの都合で接種ができなかった方もいらっしゃるということで、そのためには救済措置として、やはり6カ月間のうちに3回受けるようなこと、あるいは平成22年から町が実施しました任意接種の中につきましても、本来ですと接種の対象年齢としては、先ほど言いましたように小学6年生から高校1年生相当の女子なのですけれども、標準的には中学1年生ということだったので、平成22年当初から始まったときには中学2年生と3年生を対象に、緊急的な措置でございましたので、1年生ではなくて2年生、3年生、23年も2年生、3年生というふうに、標準的な対象年齢を若干超えて接種をした経過がございます。したがって、今回もそういった受けなかった方については、半年間のうちに3回受けてもらうような救済制度がございますので、そういったことを適用する、あるいは先ほど申し上げましたように今後半年を通して厚生労働省の研究機関が今回の因果関係、原因を明らかにして、今後も引き続いて勧奨を継続するか、あるいは中止にするかという判断が半年後に出ると思っておりますので、今回受けられなかった方につきましては、要するにそういった救済制度を適用しまして、何らかの形で漏れがないように進めていきたいというふうに考

えてございます。

以上でございます。

○議長（関 稔君） 続いて、教育次長。

○教育次長（斉藤 孝君） 渡邊議員さんのご質問にお答えします。

この接種に対しての文科省からのいろんな通知とか、調査などがあったかどうかということなのですが、ございませんでした。

以上です。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対しまして、質問はございますか。

渡邊昇君。

○6番（渡邊 昇君） 民生部長、答弁は結構ですけれども、お話ししたいと思います。

3回接種しないと効果がないということなのですが、このような状態になって生徒や保護者に勧奨中止というふうな文書を出したということは、受ける確率が悪くなると思うのです。当然これはリスクを考えますと、受診者は減ってしまうと思います。それではせっかく始まった、第1回目やったという中で、リスクはもちろんありますが、わずかなパーセントなのです、リスクは本当に。境町の場合はガーダシルということで、ほとんど副反応の心配ないワクチンでございまして、ほとんど被害届もないという状態で、今後生徒の受診者が減ってきたとなってくれば残念だなと思うので、国交省等の文書等もあるのですが、うまく対応してやらないと今後これが、せっかく始まったワクチンの受診率が下がってしまうというような心配があるので、その辺を十分注意して今後取り扱っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

第1項目、これで終わりにします。

○議長（関 稔君） これで1項目の質問を終わりにします。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 塚原栄一君登壇〕

○民生部長（塚原栄一君） それでは、続きまして認知症のその後の町の取り組みについてのご質問、認知症サポーター養成講座の開催について伺いたいにつきましてお答え申し上げます。

渡邊議員さんには、さきの平成24年第4回定例会にて認知症の町の取り組みについてご質問をいただいたところでございますが、今回のご質問のその後の具体的な取り組みについてお答えしたいと思います。ご存じのように本町では、認知症に対する正しい理解の普及と啓発を図ることを目的に、平成22年度より地域包括支援センターが主体となり、認知症サポーター養成講座を開催しております。一般住民の方や民生委員さん、町内老人クラブ、町職員、あるいは介護事業所の職員など、今まで363名の方が受講されております。

そこで、現在の取り組みの状況でございますが、具体的にはまず学校関係を対象に教育委員会に打

診しているところでありまして、今後具体的な内容等について8月までには行いたいと考えているところでもあります。また、町内商工業者が加入する境町商工会にも本講座の趣旨をお伝えし、講座の開催につきまして既に7月上旬には依頼をしているところでもございます。今後、急速に認知症高齢者は増加すると予測されますので、町としましてはこの講座の開催を通して地域の支え合いの必要性、認知症の正しい理解の普及、そして認知症の方やその家族の方の尊厳ある暮らしをみんなで守ることができる社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、認知症の人に優しいお店登録事業についてのご質問でございますが、先ほどの答弁の中でお答えいたしました。現在境町商工会にも認知症サポーター養成講座の開催を働きかけているところでございます。それは、認知症になっても行きつけのお店や知り合いのところに行く、そして住みなれた町で安心して暮らすということの支援のためには、商店の方々などに認知症についてご理解をいただき、さらにさりげなく支えていただき、早期発見、早期支援につなげていくことが大変大切なことではないかと考えているところからでございます。また、地域全体や認知症の高齢者を見守っていく体制を確立する必要があることから、あわせてお店や金融機関、事業所などを登録する制度の構築を早急に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○6番（渡邊 昇君） これ私がしているのは、講習を受けた人のオレンジリングだと思いますけれども、これだけではなくサポーター養成講座を受けた人には修了証、そういうのを発行するような、町長名でそういうような修了証みたいなものを発行してもらって、これ持っていれば、持っている持っていないは別なのですが、認知症を支えるのは、そういうのもすれば、もっと周りの人も、またさっきの2番にもつながるのですが、優しいお店の登録事業なんかもかなりつながるのではないかと考えております。私、古河市でちょっとその講習を受けたのですが、古河市の場合は、私は床屋ですから、理容組合で私はちょっと講習を受けたのですが、そういうところで包括センターが来て講習を、講座を受けてきました。それを受けてくれた方には、私は古河市ではないので何にもなかったのですが、修了証もらっただけで、古河市の方はちゃんと修了証をもらったり、優しいお店のステッカーなんかももらったわけです。そういう事業を古河市でやっているのです。何回か言ったかと思いますが、私は塚崎ですから、古河市と境町のお客さんが半々に来るところなのです。そういう意味で、余計に私は関心を持っているのですが、古河市でそれができていて境でできないということもないと思うので、その辺を町ぐるみで頑張ってもらって、そういう事業を展開してもらいたいなと思っております。

認知症の人が来ても優しいお店ということなのですが、確かにそういう講習を受けると、私も多少認知症に対する考えも、おやじもちょっとそういう感じなのですが、そういうのも接し方も多少は変

わってきますので、ましてや自分のうちに来たお客さんなんかにはもっと優しく、同じおつりを出すのでもわかりやすく出してやるとか、いろいろ方法があると思うのです。お年寄りが難しい、1万円札出したってわかりやすく、あと100円あるかとか、200円あるかいとえば、こうなるのだよというような、そういう接し方も、商売上手ではないけれども、それもやっぱり認知症の人に優しいお店ということで私はいいと思います。そういうことで、講座を受けた方には修了証を出したり、事業登録をすれば、町でそういう事業登録の用紙を申し込めばステッカーを張って、こういうお店だよというふうなことをしていくのもいいのではないかと考えておりますので、あわせてその辺もできるかできないか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） それでは、お答え申し上げます。

議員さんがおっしゃっているのは、認知症の人に優しいお店というふうな養成講座をお受けになった方に、当然修了証書とともにシール、あるいはステッカーなどをお店の前面に張ってもらうような取り組みを進めてみてはどうかというふうなご質問だと思っておりますけれども、住みなれた町で安心して暮らしたいというふうな、誰もがそう願うように、認知症の人も家族の思いも同じではないかなというふうに私も考えております。そのような暮らしを実現するためには、やはり地域の人たちの理解と手助けが必要でありまして、そのような社会構築のためにも、町としましては認知症支援には、先ほども申し上げましたように積極的に取り組んでまいったところでございます。そのようなことから、議員ご指摘の件につきましては、経費等の面がございませぬけれども、今後十分検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○6番（渡邊 昇君） 済みません、町長にちょっとお聞きしたいのですが、先ほどの件で、部長は前向きに検討するということなのですが、できれば早い結論で、そんなに費用かからないような材料だと思っておりますので、積極的にやってもらいたいと思っておりますが、町長のちょっとお話しも聞きしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答え申し上げます。

これは、認知症の問題というのは大変なことでありまして、早いうちに病院なりなんなり行けば、今はある程度の段階でとめることはできるという話も伺っております。ただ、放置しておくとうんざり、うんざり進んでしまうと、治るということはほとんど難しいのだというふうに専門の医師からは伺っております。そういう中で、地域がやっぱりそれらを支え合うということでは、議員さんお話し

やるような、いわゆる登録制度、これらも大切なことだと思いますので、経費は議員さんおっしゃる
ように幾らもかからないと思いますので、できる方向で指導してまいりたいと、このように思います
ので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○6番（渡邊 昇君） よろしくお願いをいたしまして、終わりにします。

○議長（関 稔君） では、要望ということで終了したいと思います。

これで渡邊昇君の一般質問を終わりにします。